

人 権 方 針

大栄環境グループ（以下「私たち」）は、「われわれは、創造・改革・挑戦の信念をもって、人間生活・産業・自然との共生を目指し、社会に貢献します」を経営理念に掲げ、取引先、株主、地域社会、社員などあらゆるステークホルダーの皆さまに支えられ、未来を支える社会インフラ企業として社会課題の解決に取り組んでいます。

大栄環境グループ人権方針（以下、「本方針」）は、私たちすべての事業活動の基盤であり、すべての人の人権を尊重する姿勢を明確に示すものです。

本方針は、大栄環境グループのすべての役員と社員に適用します。また、大栄環境グループのビジネスパートナー及びサプライヤーに対しても、本方針が支持・尊重されるように求めます。

（人権尊重に関連した基本的な考え方）

私たちは、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」および国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの人権に関する国際規範を支持し、事業活動を行います。

（人権に関するガバナンス体制）

私たちは、代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会において、人権に関する活動方針や推進体制の整備・見直し、目標に対する進捗の確認等を行います。また、サステナビリティ推進委員会にて審議・報告された重要事項については、取締役会に報告・監督される体制となっています。

（人権デューデリジェンスの実施）

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、人権デューデリジェンスを実施します。これにより、人権への負の影響を特定し、予防・防止または軽減することに取り組みます。

（是正と救済）

私たちは、人権侵害を容認も黙認もしません。人権に負の影響を引き起こしたり助長したりすることが明らかになった場合、適切な手段による是正・救済に取り組めます。

（モニタリングと情報開示）

私たちは、人権尊重への取組状況や、本方針の遵守状況に関して、継続的なモニタリングを実施します。また、モニタリング結果やその実効性について、ウェブサイト等を通じて定期的に報告します。

（教育）

私たちは、人権尊重に関する正しい知識・理解がグループ全体に定着するよう、全ての役員・社員に対して適切な教育を行います。

(ステークホルダーとの対話)

私たちは、人権侵害を受ける可能性のあるステークホルダーとの対話と協議を継続的に行い、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

以上、本方針は、大栄環境株式会社取締役会において、2024年6月21日承認されました。

2024年6月21日
大栄環境株式会社
代表取締役社長
金子 文雄